

○内閣府令第八十九号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第七十二号）の施行に伴い、及び民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一百号）第二十八条の規定に基づき、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令（平成三十年内閣府令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(帳簿) 第五条 「略」</p> <p>2 法第二十八条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 法第二十一条第一項第一号の規定による助成等を受けた資金分配団体の名称及び住所並びに資金分配団体ごとの助成等を受けた金額及び年月日</p> <p>四 法第二十一条第一項第二号の規定による助成等を受けた活動支援団体の名称及び住所並びに活動支援団体ごとの助成等を受けた金額及び年月日</p> <p>五 法第二十一条第一項第三号の規定による貸付けを受けた実行団体の名称及び住所並びに実行団体ごとの貸付けを受けた金額及び年月日</p> <p>六 「略」</p> <p>3 「略」</p>	<p>(帳簿) 第五条 「同上」</p> <p>2 法第二十八条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 法第二十一条第一項第一号の規定による助成又は貸付けを受けた資金分配団体の名称及び住所並びに資金分配団体ごとの助成又は貸付けを受けた金額及び年月日</p> <p>「号を加える。」</p> <p>四 法第二十一条第一項第二号の規定による貸付けを受けた民間公益活動を行う団体の名称及び住所並びに民間公益活動を行う団体ごとの貸付けを受けた金額及び年月日</p> <p>五 「同上」</p> <p>3 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この府令は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月三十一日）から施行する。